**平成２５年（フ）第１３４号**
北海道旭川市神楽岡11条４丁目３番３号　パレスクリスタル201号室
債務者　天池　友樹
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１３８号**
北海道旭川市永山１条23丁目２―19シルバーハウスながやま、住民票上の住所北海道旭川市永山１条23丁目２番17号山口コーポ103
債務者　佐藤　咲一
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２８６号**
東京都八王子市片倉町502番地１いずみ荘
債務者　田中はま子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第６８３号**
神奈川県（以下秘匿）、住民票上の住所横浜市中区本牧元町48番15号
債務者　三上　静香（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第７３４号**
横浜市鶴見区東寺尾４丁目９番25―301号
債務者　飯田　洋史
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第８４０号**
横浜市青葉区すすき野２丁目３番地　すすき野第２団地10棟104号
債務者　伊崎　秀憲
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第８４３号**
横浜市金沢区能見台通45番６号　めぐみ荘12号室
債務者　西塔　　啓
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１７２号**
静岡県浜松市西区入野町10016番地の１　ライトパレス309、前住所静岡県浜松市東区国吉町229番地の１
債務者　渡辺三千代
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第２０８号**
静岡県浜松市南区西町358番地の１　ウィステリアコート303号
債務者　寺田　浩二
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第２１５号**
静岡県浜松市中区中島２丁目22番17号、前住所静岡県浜松市南区頭陀寺町343番地の８
債務者　松本　秀明
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第２２８号**
静岡県浜松市中区高丘東２丁目４番15号
債務者　深谷　晴江
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第１７３号**
岡山市北区桑田町８番16号メゾン深井303室
債務者　谷本　　榮
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第２３３６号**
神奈川県茅ヶ崎市松が丘２丁目６番52号
破産者　保利由希子
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者が破産債権を取り下げた。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２５年（フ）第２４８号**
札幌市中央区南11条西16丁目１番20―502号
破産者　吉田眞由美
1　破産債権の届出期間　平成25年６月19日まで
2　一般調査期日　平成25年７月22日午後３時
平成25年５月22日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第８１号**
兵庫県豊岡市竹野町轟216番地の２
破産者　木下石油店こと　木下　　肇
1　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
2　一般調査期日　平成25年７月16日午後４時45分
平成25年５月22日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２５年（フ）第３号**
三重県松阪市松ケ島町１番地９
破産者　有限会社ドリームキャンディ
1　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
2　一般調査期日　平成25年９月５日午後１時40分
平成25年５月23日　　津地方裁判所松阪支部